

令和5年第2回月形町議会臨時会（7月31日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度月形町一般会計補正予算第3号）
- 議案第35号 月形町民保養センター等改修工事（建築主体）請負契約について
- 議案第36号 月形町民保養センター等改修工事（機械設備）請負契約について
- 議案第37号 月形町民保養センター等改修工事（電気設備）請負契約について

（上坂町長及び渡辺農業委員会会長から一身上の都合により欠席の旨の報告あり）

- 議長 大釜 登 ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただ今から、令和5年第2回月形町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分開会）

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分開議）

議事日程第1号は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 大釜 登 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

我妻 耕 議員

滝口 伸 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 大釜 登 日程2番 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎ 日程3番 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度月形町一般会計補正予算第3号）

- 議長 大釜 登 日程3番 承認第5号 専決処分の承認を求めること

令和5年第2回月形町議会臨時会（7月31日）

について（令和5年度月形町一般会計補正予算第3号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書3ページをお開きください。ただ今、議題となりました承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第5号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

5ページをお開きください。専決処分書であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年7月5日に、専決処分をしたものであり、令和5年度月形町一般会計補正予算第3号を定めたものであります。補正予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,896万1千円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、6ページから7ページにかけての、第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

本補正予算であります。つきがた夏まつりにおける花火大会に対する100万円の指定寄附、1件の申し出を本年7月3日に受けたことに伴うものでありまして、歳入は議案書14ページ及び15ページにおきまして、観光費寄附金として計上、歳出は議案書16ページ及び17ページにおきまして、観光振興事業のつきがたイベント実行委員会への負担金として、予算措置したものであります。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 大釜 登 松田 順一議員。
- 議員 松田 順一 観光振興事業のことで100万円の寄附があつて、今回計上されたということで、非常に大きな金額ということで計上されたということですが、その辺の経緯というものが分かりましたら教えて頂きたいと思ひます。
- 議長 大釜 登 経緯というのはどういった意味か。
- 議長 大釜 登 松田 順一議員。
- 議員 松田 順一 ふつう、花火大会の寄附というのは、花火大会の実行委員会に行くもの、私も商工会員でありますので、そのように理解しているのですが、今回、この寄附金をこういう形にしたというその経緯と言ひますか、その辺をお聞きしたい。

令和5年第2回月形町議会臨時会（7月31日）

- 議長 大釜 登 副町長。
 - 副町長 堀 光一 指定寄附1件で、100万円ということで、かなり高額になるんですけど、つきがた夏まつり実行委員会において、花火大会には、寄付は寄付なんでしょうけれど、協賛金として、いろいろとスポンサーからお集め頂いておりますけれど、基本的につきがた夏まつりのためにということで、この寄付をしていただいた方ですけど、月形町へ、という意向もかなりあったんですね。町を通じてということで、そうなりますと、100万円の寄付となると、町からの表彰の対象にもなるということもあって、その意向をこちらの方から確認させていただいて、町の方に寄付いただいたものを、負担金として実行委員会の方に、花火大会のためにということでつなげると、そういうことでよろしいでしょうか、という確認を取らせていただいた上で、このような形をとったところでございます。
 - 議長 大釜 登 松田 順一議員
 - 議員 松田 順一 今、そういうような形で、寄付金という形で町に一端入った形にして、寄付者の方にご理解を得たということで、非常に的を得たものであるというふうに思います。私も今年、皆楽公園に行きまして、花火を実際に見させていただきましたが、観客の方々から拍手が起きたり、歓声が起きたり、大輪の花が咲きますとね。そういう意味で見ている方々からも非常に好評だったと思います。今回、余談ですけど、非常にスムーズに花火大会が、スポンサーについても簡略化されて、非常に良かったというふうに思っています。今後も、そういうような形で花火大会を運営していただければ、今後も素晴らしい大会になるのではないかと思います。ただ、あの、今回一日ということもあるのかもしれませんが、催し物会場が、例年とは違う所だったこと…。
 - 議長 大釜 登 松田議員、質問が議題からかけ離れた、夏まつりの話になっているので、ここでは控えてほしい。
 - 議員 松田 順一 分かりました。別の機会です。質問は以上で終わります。
 - 議長 大釜 登 ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。承認第5号は、この際、討論を省略し、原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
 - 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- ◎ 日程4番 議案第35号 月形町民保養センター等改修工事（建築主体）
請負契約について

令和5年第2回月形町議会臨時会（7月31日）

- 議長 大釜 登 日程4番 議案第35号 月形町民保養センター等改修工事（建築主体）請負契約についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書19ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第35号 月形町民保養センター等改修工事（建築主体）請負契約について、ご説明申し上げます。令和5年7月25日、指名競争入札に付した月形町民保養センター等改修工事（建築主体）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記以下であります。1 工事名は、月形町民保養センター等改修工事（建築主体）。2 工事場所は、樺戸郡月形町北農場。3 契約の方法は、指名競争入札による契約。4 契約金額は、5億4,835万円で、予算に対する落札率ですが、99.61パーセントです。5 契約の相手方は、松本・福居・廣野特定建設工事共同企業体、代表者は函館市吉川町4番30号 株式会社松本組 代表取締役社長 大越雄司。その代理人であります。樺戸郡月形町字階楽町1516番地1 株式会社松本組月形本店 本店長山田了士です。

以上で、説明を終わります。議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり可決することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第36号 月形町民保養センター等改修工事（機械設備）請負契約について

- 議長 大釜 登 日程5番 議案第36号 月形町民保養センター等改修工事（機械設備）請負契約についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書21ページをお開きください。ただ今、議題と

令和5年第2回月形町議会臨時会（7月31日）

なりました議案第36号 月形町民保養センター等改修工事（機械設備）請負契約について、ご説明申し上げます。

議案第35号に同じく、令和5年7月25日、指名競争入札に付した月形町民保養センター等改修工事（機械設備）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記以下であります。1 工事名は、月形町民保養センター等改修工事（機械設備）。2 工事場所は、樺戸郡月形町北農場。3 契約の方法は、指名競争入札による契約。4 契約の金額は、3億4,540万円で、予算に対する落札率は、98.22パーセントです。5 契約の相手方は、笠原・日管特定建設工事共同企業体 代表者 樺戸郡月形町字緑町176番地1 笠原管設工業株式会社 代表取締役 小野幸紀です。

以上で、説明を終わります。議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程6番 議案第37号 月形町民保養センター等改修工事（電気設備）請負契約について

- 議長 大釜 登 日程6番 議案第37号 月形町民保養センター等改修工事（電気設備）請負契約についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 大釜 登 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書23ページをお開きください。ただ今、議題となりました議案第37号 月形町民保養センター等改修工事（電気設備）請負契約について、ご説明申し上げます。

議案第35号及び第36号に同じく、令和5年7月25日、指名競争入札に付した月形町民保養センター等改修工事（電気設備）について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和5年第2回月形町議会臨時会（7月31日）

記以下であります。1 工事名は、月形町民保養センター等改修工事（電気設備）。2 工事場所は、樺戸郡月形町北農場。3 契約の方法は、指名競争入札による契約。4 契約の金額は、1億4,410万円でありまして、予算に対する落札率は、97.50パーセントです。5 契約の相手方は、永井・南部・香西特定建設工事共同企業体 代表者 美唄市東4条北1丁目2番1号 永井電機株式会社 代表取締役 永井仁です。

以上で、説明を終わります。議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長 大釜 登 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 大釜 登 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 大釜 登 以上で本臨時会に付議されました案件は、全て終了いたしました。会議を閉じます。これをもちまして、令和5年第2回月形町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時18分閉会）